

先導的都市環境形成促進事業の概要

先導的都市環境形成促進事業(H20年度創設)

計画策定支援、コーディネート支援、**社会実験・実証実験支援**、先導的都市環境形成促進調査

先導事業(H24年度改正)

社会実験・実証実験を廃止

低炭素、普及効果をより期待できる**モデル事業へと支援を重点化**

調査・補助によって、都市のエネルギー・交通・みどり分野における省エネ・低炭素化の先導的な取組を促進し、**低炭素な都市づくり(コンパクトシティ)の実現及び普及促進**を図る

「超小型モビリティの導入促進」の概要

【目的】 新たなカテゴリーの乗り物である超小型モビリティについて、地方公共団体等の主導によるまちづくり等と一体となった先導・試行導入を加速させることで、成功事例の創出及び広範な国民理解の醸成を図り、その普及を促進することで、生活や移動の質を向上、低炭素・集約型まちづくりの加速に加え、喫緊の課題となっている地球温暖化問題等への貢献を果たす。（レビューシートより抜粋）

＜先導・試行導入に係る事業計画の実施費用（車両導入、事業計画立案及び効果評価費等）の **1／2**（民間事業者等にあっては **1／3**）を補助＞

定格出力 (電動自動車)	0.6kW以下	0.6kW超	
エンジン排気量 (内燃機関自動車)	50cc以下	660cc以下	660cc超
	第一種原動機付自転車 ・乗車定員1人のみ ・最大積載量30kgまで ・全長:2,500mm ・全幅:1,300mm ・全高:2,000mm ・衝突基準なし ・車検なし ・高速道路走行不可 	軽自動車 ・乗車定員2人以下 ・定格出力8kW以下（又は125cc以下） ・高速道路走行不可 ※基準緩和制度により公道走行可能 	小型自動車・普通自動車 ・乗車定員4人 ・最大積載量350kgまで ・全長:3,400mm ・全幅:1,480mm ・全高:2,000mm ・衝突基準あり ・車検あり ・高速道路走行可 

超小型モビリティ

※「軽自動車」の安全基準が適用される超小型モビリティについては一定の条件を付すことで公道走行を可能とするための認定制度を創設（平成25年1月）。